

三豊総合病院企業団訪問看護事業運営規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三豊総合病院企業団病院事業、保健福祉総合施設事業及び介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成 22 年条例第 7 号)第 4 条に規定する訪問看護ステーション(以下「訪問看護ステーション」という。)が行う事業について、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 21 条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第 2 条 訪問看護事業は、第 4 条第 2 号に定める保健師等(以下「訪問看護員」という。)が訪問看護の提供を受ける者(以下「利用者」という。)に対し、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定する訪問看護サービス等を提供することにより、在宅ケアの量的拡大と看護等の多様なニーズへの対応を図り、もって適正な在宅における療養生活を支援し、その心身の機能の維持及び回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 訪問看護ステーションは、訪問看護事業を効果的に推進するため、地域における関係機関と連携するとともに他の医療、保健及び福祉サービスをする者と密接な連携に努め、利用者又はその家族等に内容の説明を十分に行い、利用者の心身の特性を踏まえ、良質の在宅ケアサービスを提供するものとする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 訪問看護ステーションに次の職員を置く。

(1) 管理者 1 名

管理者は、企業長の命を受けてその任に当たり、適切な訪問看護が行われるよう所属職員を指揮監督し、事務を総括する。

(2) 看護職員(保健師、看護師): 常勤換算 2.5 人以上

看護職員は、訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(3) 理学療法士等：1名以上

理学療法士等は、訪問看護指示書に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書を看護職員と連携して作成し、看護業務の一環としてのリハビリテーションの提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

訪問看護ステーションの運営上必要な事務を行う。

(業務日及び業務時間)

第5条 業務日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 業務時間は、月曜日から金曜日までについては午前8時15分から午後5時00分までとする。

3 訪問看護ステーションは、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護員は、主治医と密接な連携を図り、懇切丁寧を旨とし、利用者の病状及び心身の状態に応じた適切な訪問看護を行うとともに、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当医との連携を図るものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状観察・障害の観察
- (2) 清拭及び洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥瘡^{じよくそう}の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (8) 療養生活や介護方法の指導

(9) その他医師の指示による医療処置

(10) 認知症患者の看護

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、観音寺市及び三豊市とする。

(緊急時等の対応方法)

第 9 条 訪問看護師は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講じなければならない。

2 訪問看護師は、前項の処置を講じた場合は、管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第 10 条 利用料は、基本利用料及びその他利用料とし、利用者から徴収する。

2 その他利用料の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3 利用料の額は、次のとおりとする。

(1) 基本利用料

訪問看護事業に係る料金は、改正前老人保健法第 46 条第 4 項、健康保健法第 88 条及び介護保険法第 41 条に規定する厚生労働大臣が定める額とする。

(2) その他利用料

ア 交通費 第 8 条の地域外に居住する利用者に対する指定訪問看護の提供に係る看護師等の派遣に要する交通費

(ア) 交通機関を利用する場合 実費

(イ) 交通機関以外の手段による場合 1 回当たり 500 円

イ 利用者負担金 利用者の家庭における指定訪問看護の時間が 2 時間を超える場合は、1 時間につき 5,300 円

(苦情処理)

第 11 条 管理者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、

利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 12 条 訪問看護ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 訪問看護ステーションは、サービスの提供に伴って、訪問看護ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 訪問看護ステーションは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 13 条 訪問看護ステーションは、利用者の個人情報について三豊総合病院企業団個人情報保護条例(平成 17 年条例第 3 号)を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 訪問看護ステーションが得た利用者の個人情報については、訪問看護ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 14 条 訪問看護ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会に定期的に参加するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 看護師等などに対し、虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第 15 条 訪問看護ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 箇月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員に遵守させるものとする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、訪問看護事業の運営に関し必要な事項は、企業長が定める。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。